

令和3年度 産業振興のための支援事業のお知らせ

令和3年4月15日受付開始

登米市は、地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくりのため、その実現と産業の振興に向けた活動がなされるようさまざまな支援をしていきます。

今回のお知らせのほか、新たな支援制度や補助事業などについては、市の広報紙やホームページなどで随時お知らせします。

なお、支援事業の受付は4月15日から受付となりますが、詳しくは事業担当課へお問い合わせ下さい。

また、事業によっては、予算がなくなり次第受付を終了する事業もありますのでご注意ください。

登米市産業経済部

地域ビジネス支援課

TEL0220-34-2706

1. 多様なビジネスのステップアップを支援します！

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
ビジネスチャンス支援事業			
産業支援	市内在住の個人又は市内に主たる事業所を有する法人若しくは団体とする。ただし、地域資源有効活用施設・機械整備支援事業について、補助額が100万円を超える場合は、3人以上の団体及び法人を対象とする。 ※申請前に相談が必要。		
商品開発・商品力向上支援事業	加工品の開発や包装資材の製作等に要する経費への支援	講師の謝金や旅費、試作品開発費、成分分析費、ホームページ作成委託料、パッケージ開発費、商品パンフレット製作費等 対象経費の1/3以内、限度額30万円	
マーケット開拓・人材育成支援事業	新規マーケットの開拓や人材育成に要する経費への支援	商談会出展料、試供品作成費、運送料、講師謝金旅費、会場借上料、受講料等 対象経費の1/3以内、限度額30万円	
地域資源有効活用施設・機械整備支援事業	地域資源を活用した事業の事業化や拡充に必要な施設・機械等の整備に要する経費への支援	製造・保管・製品に係る機器等。ただし、事務用什器・機器、冷暖房設備や家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外 対象経費の1/3以内、限度額130万円	補助額が100万円を超える場合は、3人以上で組織する任意の団体及び法人が対象 ・機器、機械及び設備の更新については、性能向上及び事業規模拡大につながる場合のみ対象
店舗イメージアップ支援事業	集客効果を高めるための店舗づくりに必要となる事業に要する経費への支援	既存店舗の改修、新規開店に必要な自己所有物件の改修等。ただし、事務用什器・機器、家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外 対象経費の1/3以内、限度額50万円	・機器、機械及び設備の更新については、性能向上及び事業規模拡大につながる場合のみ対象
まとめりステップアップ(生産の組織化向上)支援事業	経営の改善や向上に必要な生産者等の組織化や法人化に要する経費への支援	法人化に係る定款認証料、司法書士業務代理手数料、登記申請費等 対象経費の1/3以内、限度額20万円	
地産都商・輸出チャレンジャー支援事業	三大都市圏での商談会及び海外への輸出に係る販路開拓に要する経費への支援	旅費、商談会出展料、試供品作成費、運送料、広告作成料、有料道路通行料、車両及び機材の借上料、謝金及び委託費(サンプル製造、マーケット調査)等 対象経費の1/3以内、限度額50万円	
創業支援	市が開催する審査会で、事業者として認定を受け、令和3年度の末日までに新たな事業(既に事業を営んでいる中小企業又は小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに行う新たな分野への事業展開を含む。)を開始する法人又は個人とする。ただし、特定非営利活動法人は除く。		
創業支援事業	市内において起業・創業を行うために要する経費への支援	設備費、人件費、仕入れ・材料費、謝金、旅費、店舗等借上料、委託費、消耗品費等 対象経費の2/3以内、限度額200万円	・事業者は審査会で認定 ・公募期間は5月末まで
空き店舗活用支援	新規出店者(市内に2店舗目として出店する場合を含む)とする。※申請前に相談が必要。		
改修費補助	空き店舗の改修費への支援	改修及び設備に係る経費(設計が必要な場合は、その経費)ただし、事務用什器・機器、家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外 対象経費の1/3以内、限度額50万円	・機器、機械及び設備の更新については、性能向上及び事業規模拡大につながる場合のみ対象
家賃補助	空き店舗の賃借料への支援	空き店舗の賃借料 対象経費の1/3以内、限度額月額2万円(申請をした日の属する月から12カ月間交付)	

2. 新規就農者や担い手を支援します！

産業総務課

TEL0220-34-2716

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
農業担い手育成支援事業			
農業研修支援事業	担い手を対象として行う視察等研修に係る経費への支援	事業費の1/2以内 限度額50,000円以内	
担い手組織育成事業	担い手の組織強化及び組織運営活動等への支援	事業費の1/2以内 限度額1団体当たり300,000円以内	
新規就農者支援事業	新規就農希望者が市内農家等で行う研修等に係る経費への支援	独身者:月額30,000円以内 夫 婦:月額50,000円以内	・左記3事業は、市内で5年以上就農すること
担い手経営開始支援事業	新規就農者が農地を賃借又は取得する経費への支援	10a当たり5,000円以内	
ニューシニアファーマー支援事業	他産業を退職した中高年者が新規就農のため農地を賃借又は取得する経費への支援	10a当たり5,000円以内	
新規就農者交流促進事業	新規就農者の組織する団体の研修会等の開催に要する経費への支援	経費の1/3以内、限度額30,000円以内	
多様な担い手育成支援事業			
多様な担い手育成支援事業	水田農業用機械の取得経費への支援	対象経費の2/10以内 限度額600,000円以内	・人・農地プランに位置づけられた中心経営体
がんばる農家支援事業	水田農業用機械の取得経費への支援	対象経費の1/6以内 限度額200,000円以内	・水田の米形態作付面積が2ha以上の販売農家で、今後5年以上営農を継続すること

3. 畜産経営を支援します！

農政課

TEL0220-34-2713

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
畜産総合振興対策事業			
優良乳用牛確保対策事業	畜産農家等が行う優良な乳用牛の導入への支援	乳用牛の導入に係る経費 1頭当たり 30,000円以内(北海道) 10,000円以内(北海道以外の県外) 10,000円以内(県内)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録書及び購買証明書を有すること ・初妊牛であること ・着地検査(ヨーネ病)を受けること ・1戸当たり年間3頭以内とする
繁殖素牛導入事業	登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う優良繁殖素牛の導入及び保留への支援	繁殖雌牛の導入及び保留に係る経費 1頭当たり 20,000円以内 (種雄牛が「洋糸波」「茂福久」の場合) 1頭当たり 50,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・市内産雌牛牛で登記書を有すること ・優良子牛保留選定会合格牛又は産子検査合格牛(いずれもA3級以上)であること ・子牛市場(成畜・IVF市場等を除く)での購入牛又は自家保留牛であること ・1戸当たり年間2頭以内とする ・自家保留の場合は12カ月経過時点で補助対象
肥育素牛導入事業	登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う肥育素牛の導入への支援	肥育牛の導入に係る経費 1頭当たり 10,000円以内 (種雄牛が「洋糸波」「茂福久」の場合でセリ価格が55万円を超える場合) 1頭当たり 30,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・子牛市場(成畜・IVF市場等を除く)での購入牛であること ・市内産黒毛和種で子牛登記書を有すること ・年間1戸当たり10頭以内とする ・ただし、種雄牛が「洋糸波」「茂福久」の子牛は4頭以内とし、年間対象頭数の10頭に含まれる
系統造成豚導入事業	畜産農家等が行う優良種雄豚及び母豚の導入への支援	優良種豚及び母豚の導入に係る経費 1頭当たり 雄 20,000円以内 雌 10,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・純粋種(ミヤギノ、しもふりレッド等)、ミヤギノクロスであること ・登記証明及び購入証明があること ・年間対象頭数は1戸当たり25頭以内とする

4. 園芸経営、スマート農業や水稻栽培の低コスト化のための条件整備を支援します！

農政課

TEL0220-34-2713

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
園芸産地拡大事業			
園芸用ハウス整備事業	農業者等が行うハウス資材の導入への支援	新設ハウス及び附帯設備(換気、電気、水道設備) 対象経費の20%以内 限度額1,000,000円以内 ※限度額特例あり	<ul style="list-style-type: none"> 販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設 ハウスの面積は99㎡以上 年間あたり概ね6カ月以上の利用期間があること
		ハウスの外・内張りビニールの張替に要する経費 対象経費の20%以内 限度額500,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> 販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設 年間を通して利用期間があること ハウスの面積は、99㎡以上
園芸用機械整備事業	農業者等が行う園芸用機械の導入への支援	畝立機、防除機、予冷库等の整備に要する経費 対象経費の20%以内 限度額1,000,000円以内 ※限度額特例あり	<ul style="list-style-type: none"> 販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械 事業費200,000円以上であること 既存機械の更新及び中古機械の購入は対象外
重点推進品目支援事業	新規または面積拡大分の重点推進品目の種苗購入への支援	新規または面積拡大分の重点推進品目の購入に要する経費 対象経費の50%以内 限度額300,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の対象品目出荷、販売分を除く 施設面積99㎡以上、露地栽培500㎡以上
	花粉交配用蜂の導入への支援	花粉交配用蜂の購入に要する経費 対象経費の20%以内 限度額100,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> 在来種又は蜜蜂であること
露地栽培用資材整備事業	農業者等が行う露地栽培用資材の導入への支援	露地栽培用資材(マルチ、パイプ、誘引用資材等)の購入に要する経費 対象経費の20%以内 限度額200,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> 露地栽培500㎡以上 利用して生産された作物は全て出荷、販売すること

※青年等就農計画の認定者は、パイプハウス等の新設、機械の導入について限度額特例があります。詳しくはお問い合わせください。

※重点推進品目は、ねぎ、たまねぎ、ゆきな、ちぢみほうれんそう、ばれいしょ、とまとの6品目となります。

※本制度の利用について、同一年度内において上記の事業種目ごとに1人(法人、団体等)1回に限ります。

農業生産効率化推進事業

スマート機械整備事業	農業者等が行うICT技術等を活用した農業分野における生産の効率化を図る機器の導入や、省力化技術の導入への支援	ドローン、自動操舵機器、農業用アシストスーツ等先進的な機械の導入に要する経費 対象経費の50%以内 限度額1,000,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ドローン、自動操舵機器等の先進的な機械は対象経費が100万円以上であること 露地栽培にあたっては10ha以上、施設栽培にあたっては20a以上作付面積があること。
環境制御システム整備事業		統合環境制御、栽培管理等に用いるクラウドシステム等先進的なシステムの導入に要する経費 対象経費の50%以内 限度額500,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> 統合環境制御等の先進的なシステムは対象経費が30万円以上であること 露地栽培にあたっては10ha以上、施設栽培にあたっては20a以上作付面積があること。
水稻直播推進事業	農業者等が行う直播用機械の導入への支援	直播栽培に必要な機器類の導入に要する経費 対象経費の25%以内、限度額250,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> おおむね10ha以上栽培すること

5. 環境にやさしい農業の取り組み・認証の取得を支援します！

農政課

TEL0220-34-2713

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
環境保全型農業推進事業	有機農業を実施するための条件整備のための支援	除草機、アイガモ農法用ネット等(新規導入及び事業拡大分)の導入に要する経費 対象経費の30%以内 限度額:除草機150,000円、ネット20,000円/10a	農業者、農業法人、農業者で組織する団体
	水田農業における生物多様性確保のための条件整備のための支援	ビオトープ、魚道、冬みず田んぼの条件整備に要する経費(資材費及び借り上げ料) 対象経費の50%以内、限度額:50,000円	農業者で組織する団体
	国際水準GAP及び有機JAS、県認証等の認証取得及び更新並びに各種認証制度の資格取得の支援	国際水準GAP、有機JAS、県認証等の高度な認証の取得及び更新に要する経費 導入時:対象経費の50%以内(限度額あり) 更新時:対象経費の25%以内(限度額あり)	農業者、農業法人、農業者で組織する団体
		各種認証制度(JGAP指導員等)の資格取得に要する経費 対象経費の50%以内、限度額200,000円	

6. 有害鳥獣による農作物被害防止のための 取り組みを支援します！

農林振興課

TEL0220-34-2709

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
有害鳥獣被害対策事業			
防護柵等設置事業	有害鳥獣による農作物被害並びに生活環境被害を防止するための防護柵の設置の支援	電気柵、金網柵、ネット柵、防鳥ネット等の購入及び設置に要する経費 対象経費の50%以内 限度額:50,000円	市内に耕作地、所有地を有する個人及び法人
狩猟者確保対策事業	激化する有害鳥獣被害に対応するため、鳥獣捕獲の担い手を確保する支援	新たに狩猟免許を取得するために要する経費 ・講習会の受講料、狩猟免許試験の手数料、猟銃所持許可に要する手数料等 以下、登米市鳥獣被害対策実施隊員向け ・追加取得の講習会の受講料、狩猟免許試験の手数料 ・猟銃所持許可に要する手数料 ・猟銃所持許可更新申請に係る射撃技能講習の受講料 対象経費の全額 限度額:50,000円	市内に住所を有する個人 ※狩猟免許取得後は、登米市が取り組む有害鳥獣対策事業に従事・協力していただきます(登米市鳥獣被害対策実施隊員として従事・協力)。

7. 林業経営を支援します！

農林振興課

TEL0220-34-2709

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
地域材需要拡大支援事業	市内に居住用の住宅等を、市内産材を使用して建設する場合に支援	主要構造部材の50%以上に市内産木材を使用した、木造軸組工法による自己の居住用住宅、自らが営む店舗及び事務所並びに集会施設の新築・増築又は購入 市内産木材使用材積 使用量 20,000円以内/m ³ (上限:300,000円) 認証材使用加算 5,000円以内/m ³ (上限:100,000円) ※各補助金は、千円未満切り捨て	・申請は、住宅等建築完了後 ・申請期限は、住宅等建築完了後12ヵ月以内 ・購入の場合、住宅等建築完了前に売買契約締結が必要
特用林産物総合支援事業	販売を目的とした特用林産物・原木しいたけの生産拡大及び新たな品目の生産に向けた支援	機械・施設等整備【パイプハウス、ボイラー等】 対象経費の1/5以内、限度額200,000円/事業(400,000円/事業) 生産資材等導入【ほだ木、種菌等】 対象経費の1/10以内、限度額100,000円/事業体(300,000円/事業)	・()内は原木しいたけ又は新たな品目に取り組む場合
森林認証取得支援事業	FSC森林認証COC認証の新規取得及び継続取得への支援	認証機関に支払う審査に要する経費 対象経費の1/2以内(継続取得は、1/3以内) 補助期間：新規取得者(認定期間1基分(3年間))、 現行制度対象者(5年間)	・市内に事業所を有する製材・加工・販売流通業者

8. 商工業者を支援します！

地域ビジネス支援課

TEL0220-34-2706

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
中小企業振興資金融資制度	事業資金を必要とする市内の中小企業者に対し、低金利の融資を斡旋	資金使途:運転資金、設備資金 融資限度額:2,000万円 貸付利率:年1.7% 償還期間:運転資金7年以内、設備資金10年以内、併用7年以内	・信用保証料は全額市で負担
中小企業振興資金融資利子補給金交付事業	中小企業振興資金の融資を受けた中小企業者への利子補給	補給額:利子支払額の1/2以内 補給対象期間:第1回目の利子償還日から起算して12ヵ月間	